

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）丸亀支線地区）を行うことについて令和2年11月27日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において令和2年12月11日から令和3年1月6日まで縦覧に供する。

令和2年12月8日

香川県知事 浜 田 恵 造